

神奈川県に対し、子ども・子育て支援新制度における民間保育所運営費補助金制度の継続を求める意見書

2012年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立した。この3法に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、2015年4月からスタートする。新制度は、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるものである。財源としては、消費税率の10%引き上げによって確保する約0.7兆円が恒久的に充てられる。しかし、待機児童解消のための施設整備と保育の質の改善のためには、0.7兆円では足りず、1兆円を超える財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力することが求められているところである。

神奈川県では、これまで民間保育所に対する支援として、市町村と協調し、保育士の加配など、より質の高い保育を行うため、民間保育所運営費補助金制度を実施してきた。しかし、県においては、新制度に移行する中で、この民間保育所運営費補助金制度の廃止を検討している。

これまで鎌倉市の待機児童対策、子育て支援に御尽力いただいている民間保育所が、安定的に一人一人の子供に質の高い保育が実現できるよう、県におかれては、これまでどおり民間保育所運営費補助金制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

鎌 倉 市 議 会